

ショベルローダー等 定期自主検査者安全教育のしおり

社団法人 建設荷役車両安全技術協会

ショベルローダー等の安全教育について

ショベルローダー及びフォークローダー（以下「ショベルローダー等」という。）の定期自主検査を実施する者は、「ショベルローダー等定期自主検査者安全教育実施要領」（昭和62年3月24日付労働省通達163号）に基づく安全教育を修了することとなっています。

当協会としては、全国の支部において上記安全教育を行っています。

以下に、(社)建設荷役車両安全技術協会（以下「^{ケンキョウ}建荷協」という。）が実施するショベルローダー等定期自主検査者安全教育の内容及び受講手続き等について説明します。

1. 教育の受講対象者

- (A) 労働安全衛生法第45条（労働安全衛生規則151条の31）によるショベルローダー等の定期自主検査（年次検査）の業務に従事する者。
- (B) 次の者を含めても差し支えない。
- 1 ショベルローダー等の月次検査の業務に従事する者
 - 2 ショベルローダー等の定期自主検査を行う業者（検査・整備業）に属する者

2. 教育の受講手続き

上記1.受講対象者(A)、(B)、で安全教育の受講を希望する方は、ショベルローダー等定期自主検査者安全教育受講申込書（様式61号）に記入のうえ、最寄りの建荷協支部に申込みを行って下さい。

前記申込みを頂いた方は、建荷協支部より「ショベルローダー等定期自主検査者安全教育受講票」（様式63号）が送付されますので、それに従って受講して下さい。

3. 教育カリキュラム

科 目	範 囲	教育時間 (Hr)
ショベルローダー等の定期自主検査の意義	ショベルローダー等の定期自主検査の目的及び検査者の役割	0.5
ショベルローダー等の検査に必要な一般的事項に関する知識	1 ショベルローダー等の種類及び構造 2 原動機、動力伝達装置、走行装置、制動装置、操縦装置、荷役装置、油圧装置、車体関係、安全装置等の構造及び機能	2.0
ショベルローダー等の検査の方法に関する知識	1 検査の手順 2 検査機器の使用法 3 ショベルローダー等の部分の検査方法及び判定基準	4.0
関係法令及び災害事例	1 労働安全衛生法、同法施行令及び労働安全衛生規則のうちショベルローダー等の定期自主検査に係るもの 2 災害事例	0.5
教 育 時 間 合 計		7.0

(注意) 教育時間は最低時間を示します。

